

No	Q	A
1	移住支援金の交付対象となる企業の条件はありますか。	本社所在地が東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)以外の地域又は条件不利地域にある中小企業であることなどが条件となります。詳細については、実施要領の支援金対象法人の共通要件をご確認ください。
2	移住支援金の交付対象となる求人の条件はありますか。	求人の勤務地が東京圏(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県)以外の地域又は条件不利地域に所在することや、週20時間以上の無期雇用契約に基づいた雇用であることなどが条件となります。詳細については、実施要領の支援金対象求人の共通要件をご確認ください。
3	新規学卒者向けの求人も移住支援金対象求人の対象ですか。	実施要領の要件を満たせば、新規学卒者向けの求人も対象となります。
4	本社が東京にあり、営業所が栃木県内にありますが、移住支援金の対象企業となりますか。	本社所在地が東京圏にある場合、対象になりません。
5	本社が茨城県にあり、事業所が栃木県内にあります。掲載を申請する求人の勤務地が栃木県内の場合は、対象の求人となりますか。	本社所在地及び勤務地東京圏以外の地域又は条件不利地域に所在する場合は対象となります。
6	東京本社でなくても東京圏への転勤の可能性がある場合は対象外ですか。	東京圏以外に本社がある場合であっても、就業場所が東京圏にある場合は、移住支援金の対象となりません。
7	大企業など、移住支援金の対象とならない企業も企業情報掲載サイトに情報を掲載することは可能ですか。	可能です。ただし、仮サイトの段階では、移住支援金対象企業のみ掲載することを想定しておりますので、掲載できません。
8	どういった業種が対象となりますか。	製造業、サービス産業、農林業、観光関連産業、人材不足や後継者不足が懸念される分野(建設業、医療・福祉・介護等)等を対象としており、幅広い業種が対象となります。
9	どういった職種が対象となりますか。	対象となる職種は定めておりません。対象となる求人の条件を満たしていることが必要です。
10	県外の医療法人等が開設者となる本県内の医療機関について、医療法人等の所在地が東京圏にある場合は、移住支援金の対象としないと考えてよろしいか。 ※職員採用は県内の医療機関が独自に実施。運営等も県内医療機関が独自に実施	対象となりません。(対象法人の要件を満たさないため)
11	官公庁等の等には、何が含まれますか。	独立行政法人や一部事務組合等のいわゆる公法人が含まれます。
12	営利を目的とする私企業以外は対象とのことですが、「営利を目的とする私企業」とはどのようなものですか。	会社法の規定に基づいて設立されている株式会社、合名会社、合資会社、合同会社及び特例有限会社を想定しています。

No	Q	A
13	対象就業先に、個人事業主、法人格を持たない団体は含まれますか。	原則、対象となりませんが、反社会勢力等でないこと、雇用保険の適用事業主であること等が把握できる場合にはこの限りではありません。
14	対象就業先の「法人」に、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合、農業協同組合は含まれますか。	含まれます。
15	対象法人の要件として資本金10億円未満であることが必要とされていますが、会計制度上、資本金の概念が無い法人についてはどのように判断すればよいですか。	社会福祉法人など、会計制度上、資本金の概念が無い法人については、資本金に準ずる資金が10億円未満かどうかにより判断します。
16	「勤務地限定型社員」は、どこまでの範囲が認められますか。 例えば、県内は良いが、複数県にまたがる範囲は認めないなどの範囲の制約はありますか。	勤務地限定社員の考え方は、東京圏への転勤の可能性がないことが担保されれば、本社が東京圏にあっても本事業の対象とすることが適当との判断によるものです。そのため、東京圏への転勤の可能性がなければ、範囲は特に指定しません。
17	要件の一つである「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと」について、一般的な観光用のホテルでも、酌婦やコンパニオンを雇う可能性があるため風俗営業の届を出している場合でも、対象外ですか。	旅館事業者などで、許可を受けているが接待営業が行われていない場合や、接待営業の規模が事業全体の一部である場合については、例外として移住支援金の対象法人となります。
18	移住支援金支給の対象となる方を採用する際、企業で対応することはありますか。	本事業において移住支援金申請予定者を採用しようとするときは、申請予定者に対して、早期退職に伴う支援金の返還制度についての説明や、移住先の市町に速やかに事前相談を行うよう教示をお願いします。 加えて、移住支援金申請予定者を採用したときは、速やかに、移住先の市町に、その者の氏名、住所、連絡先を連絡するようお願いいたします。
19	採用した者が退職した際に、企業で対応することはありますか。	移住支援金を受給した採用者が支援金申請日から1年以内に離職したときは、速やかに移住支援金支給市町に連絡をお願いします。
21	既に「WORKWORKとちぎ」や「とちまる就活アプリ」に掲載された求人を、移住支援金の対象法人としたい場合はどうすればよいですか。	企業情報登録フォームから、申請することが可能です。申請に当たって、移住支援金の対象となる条件を満たしているか、確認のうえ、申請書を事務局へ提出してください。
22	一つの申請で複数の求人を申請することは可能ですか。	可能です。複数の求人を申請する場合は、全ての求人が申請書に記載された条件に合致するか確認のうえ、該当する求人票を全て添付してください。
23	1つの企業で申請する求人数について、上限はありますか。	ありません。
24	掲載された求人の募集が終了した場合、こういった手続きを行えばよろしいですか。	掲載された求人の削除の連絡を企業情報掲載サイト事務局まで御連絡ください。

No	Q	A
25	ハローワークに提出した求人票の有効期限が切れてしまった場合、再度、求人票をサイト事務局へ提出する必要がありますか。	ハローワークに提出した求人票の内容に変更がない場合は、再度提出する必要はありませんが、求人を継続する場合は、ハローワークに求人を再度提出してください。なお、有効期限が迫った求人につきましては、サイト事務局から更新について、ご案内のメールを送付いたします。 ※ハローワークに再度提出した際は、新しく付与された求人番号を事務局宛て連絡してください。
26	就労形態が、パートタイムであって、移住支援金対象求人の条件(週20時間以上の無期雇用)を満たせば、その求人は移住支援金の対象求人となりますか。	求人の条件を満たせば、パートタイムでの就労形態でも移住支援金の対象となります。
27	掲載された移住支援金対象求人の情報を修正したい場合はどうすればよいですか。	企業情報掲載サイト事務局へ修正箇所を御連絡ください。 なお、求人内容について、ハローワークに提出した求人情報と変更がある場合は、掲載されている求人とは別の求人として扱いますので、再度、申請の手続きを行ってください。
28	移住希望者が企業情報掲載サイトに掲載された求人情報を閲覧しておらず、それ以外の手段で対象法人に就業した場合でも移住支援金の支給対象となりますか。	企業情報掲載サイトを介するか否かは問わず、支給対象となります。ただし、企業情報掲載サイトに移住支援金の対象となる求人として掲載された後に応募して就職している必要があります。
29	条件不利地域とはどの市町村を指しますか。	東京圏において、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいいます。 具体的な市町村は以下のとおりです。 ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村 ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町 ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村
30	移住支援金の対象であることを自社のホームページ等で掲載することは可能ですか。また、掲載する場合に留意することはありますか。	移住支援金の対象であることを掲載することは可能です。 なお、掲載の際は、該当する求人について、県が付与する求人番号を掲載し、移住支援金の対象ではない他の求人と区別がつくよう記載するとともに、移住支援金の説明のため、県のHP等へのリンクを設定し掲載してください。 また、求人の掲載等が終了した場合、速やかに記載内容を修正できるよう環境を整備してください。 移住支援金関連リンク http://www.pref.tochigi.lg.jp/a03/iju_shien_jigyoku.html